

東部地区社会人バスケットボール連盟競技規則

1. 現行の日本バスケットボール協会の競技規則に準ずる。
2. 審判の判定は絶対のものとし、たとえ間違った判定であっても、審判の権限を理解し、大きな問題に発展する場合は、後日代表者を通じて抗議する。
(当事者間へ役員が仲裁に入り問題の解決を図る。それ以上に問題が大きくなる場合は理事会にて協議し解決を図る。)
3. 試合中に選手、ベンチ等より執拗な抗議があった場合には、審判は段階的にテクニカルファール・退場・没収試合を宣することができる。
(これらのチームに対して、理事会は警告・反則金の処置を講ずる。)
4. 本リーグ戦は基本的に帯同審判制とし、審判の資質向上を図るとともに必ず審判服を着用して試合に望む。審判並びにオフィシャルは一試合を通して、同一の審判並びにオフィシャルが行なう。
(審判員講習会を毎年開催する。)
5. 試合時間は、東部地区ローカルルールとし、8分クォーター(クォータータイム1分—ハーフタイム5分)合計40分程度とするが、1試合に要する時間は、1時間10分程度とする。
(チャージタイムアウトは前半1回後半2回とする。)
(第3クォーターまでは流し、第4クォーターの残り2分を止める。)
6. 1日の対戦日程は6試合を最大限に行い、開始時間は9時とし、終了時間は17時程度とする。
なお、午前の部は、8時30分~8時45分までに会場準備をし、責任者打合せ会を8時45分から行い9時からの試合に備える。
また、試合終了後は速やかに責任者打合せ会を行い、午前の部を終了する。
午後の部は、12時45分から責任者打ち合せ会を行い、13時からの試合に備える。
試合終了後は速やかに責任者打ち合せ会を行い、会場の片付けをし、午後の部を終了する。スコアシートは、会場管理担当役員が回収する。
午前・午後の部共に、責任者打ち合せ会に遅刻・不参加の場合は罰金5,000円とする。
7. 試合に遅刻した場合は1試合5,000円の罰金とする。ただしオフィシャルを含む。
8. 試合放棄の場合は1試合20,000円の罰金とする。また、15分以上の遅刻を含む。
9. 棄権の場合は、各リーグ内の対戦チームと事務局(事務局長含)へ1週間前に連絡をすれば罰金は課さないこととする。
(試合の6日前~当日の連絡—罰金10,000円)
10. その他、理事会で決定した、警告・反則金は最低5,000円とする。
11. スコアシートの選手欄には、プログラムを元に、ナンバーと共に必ず個人名を記載することとし、記載無き試合は無効試合(20対0)とする。(試合開始5分前までにスコアラーが記載しておく。)
12. 選手登録をしていない選手が試合に出場した場合は無効試合(20対0)とする。該当チームは当連盟より警告処分とし、後日発覚した場合も同処分とする。
13. 本連盟の役員が、試合当日に会場管理の為に在中する場合は、午前の部・午後の部の手当として各2,500円を支払う。
14. 発病・負傷に対しては、応急処置以外は一切責任を負わない。
15. スポーツ保険の加入については、各チームで加入するよう心掛ける。
(申し込み用紙は島根県体育協会事務局・県立スポーツ施設まで)